加盟団体殿

日本製薬団体連合会 バーコード利活用流通検討プロジェクト

医療用医薬品のバーコード表示状況に関する実態調査について(依頼)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

予てより、当連合会の委員会等活動につきましては、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、医療用医薬品のバーコード表示については、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要項」の 一部改正について(平成28年8月30日付医政経発0830第1号・薬生安発0830第1号・薬生監麻発0830第1号 厚生労働省医政局経済課長、医薬・生活衛生局安全対策課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 長連盟通知)において、実施要項に則り包装形態の単位及び医療用医薬品の種類に応じ、商品コード、 有効期限、製造番号又は製造記号、数量を表示することになっています。また、その措置については平 成33年4月(特段の事情があるものは平成35年4月)以降に出荷されるものに表示することとされていま す。

今般、2019年3月19日に提出された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律等の一部を改正する法律案」(国会審議中)では、医薬品・医療機器等の情報管理、使用記録の追跡、 取り違えの防止などバーコードの利活用によるトレーサビリティ等の向上が重要とされ、医薬品・医療 機器等の直接の容器・被包や小売用包装に、国際的な標準化規格に基づくバーコード表示を義務化する ことが明文化されています。

本法案が成立し公布された場合には、法で表示項目が定められている直接の容器又は直接の被包 並 びに 外部の容器又は外部の被包にバーコードを表示することが義務付けられ、その施行日が2022年4 月となる可能性があります。この場合、当該実施要項に示されたバーコード表示のうち、販売包装単位 については、2022年3月末までに実施することになります。

つまり、当該実施要項のうち、販売包装単位に於ける特段の事情がある場合の措置期間期限(2023年3月末)が1年前倒しになることを想定しています。

そこで、医療用医薬品の安定供給を確保するため、医薬品製造販売業者に対して当該実施要項に基づ くバーコード表示について対応状況の確認をお願いすることと致しました。

当該実施要項に基づくバーコード表示が不可能な医療用医薬品については、本法案が成立し公布された場合、2022年4月以降に出荷ができない可能性があります。改めて各製造販売業者にて当該実施要項を確認し、2022年3月末までに実施できないことが判明した場合、または危惧される場合には、下記の通りに日薬連事務局までメールにて報告いただくようお願い致します。

記

1. 報告内容

1)製品名:

*包装の規格ごとに記載してください。

- 2) 理由等:
- *2022年3月末までに販売包装単位に表示が出来ない特段の事情
- 3) 対応可能時期:
- *現時点で期限がいつまでなら対応できるか記載してください。
- 4) 改正法令に基づく対処:
- *2022年3月末までに対応できない場合に検討される措置(販売中止・承継等)を記載ください。
- 2. 報告期間

2019年4月15日~2019年5月31日

3. 報告先:

日本製薬団体連合会 担当 春日 順一

TEL 03-3270-0581

E-Mail: kasuga@fpmaj.gr.jp

注1)ファイル名は「バーコード表示状況報告(〇〇株式会社)」としてください。

注2)2022年3月末までに当該バーコード表示が可能であれば、日薬連へ報告は必要ありません。

注3) 複数製品がある場合には、用紙を別にして記載し提出してください。

以上

【参考】

· 法律案要綱(平成31年3月19日提出)

*詳しくは以下の厚生労働省 HP の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)等の一部を改正する法律案をご参照ください。

 $\underline{\texttt{https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html}}$